

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金 申請のご案内

直方市役所 産業建設部 都市計画課 都市計画係

〒822-8501 直方市 殿町 7 番 1 号(庁舎 4 階)

電話 0949-25-2201

目次

P1

1. 補助金の概要
2. 補助対象者
3. 対象となる家屋
4. 対象となる工事要件

P2

5. 対象とならない工事要件
6. 補助金額
7. 補助対象となる経費
8. 事前相談

P3

9. 補助金交付申請書の提出
10. 補助金の交付(不交付)決定

P4

11. 補助金交付申請の内容変更(中止)
12. 補助金の交付変更承認(不承認)決定
13. 完了報告の提出
14. 補助金額の確定

P5

15. 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還
16. 注意事項
17. 除却後の跡地について

P6 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金手続きの流れ

【よくある質問】

- P7 事務手続き
- P8・9 対象となる家屋について
- P10 対象工事について
- P11 申請について
補助の金額について
- P12・13 提出書類について
- P14 施工業者について
- P15 工事中・完了後について
- P16 届出等について

【記入例】

- P17 様式第1号 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付申請書
- P18 様式第4号 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付変更承認申請書
- P19 様式第6号 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金完了報告書
- P20 様式第8号 直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付請求書
- P21 参考様式 誓約書

- P22 写真のとじ方

1. 補助金の概要

この補助金は、市民の安全安心の確保と住環境の改善に寄与するため、自発的に老朽危険家屋等を解体(撤去)する人に対し、その費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

つぎの①～⑥のいずれにも該当する者。

- ①建物の登記事項証明書に所有者として記載されている人、又はその相続人
(建物が未登記の場合は、課税台帳上の所有者)
- ②市内の解体業者に工事を依頼
- ③補助金の交付申請時に市税等の滞納をしていない
- ④過去に、同一敷地において、この補助金を受けたことがない
- ⑤暴力団若しくは暴力団員又は、これらと密接な関係を有していない
- ⑥家屋の共有者または相続人が複数いる場合、全員から解体の同意を得ている
※補助対象者と敷地所有者が異なる場合、敷地所有者の同意書は不要です

3. 対象となる家屋

市内に現存する、木造又は軽量鉄骨造の居住用建築物
で、次の①～⑧のいずれにも該当すること。

- ①別表に定める評定項目の評点の合計点数が100点以上
- ②昭和56年5月31日以前に竣工
- ③所有権以外の権利が設定されていない(権利を有する者からの承諾を得たものを除く)
- ④国、地方公共団体、又は独立行政法人等が所有権を有していない
- ⑤公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていない
- ⑥住居部分の面積が延床面積の2分の1以上である
- ⑦故意に建築物を破損させていない
- ⑧他の制度による補助金等の交付を受けていない

4. 対象となる工事要件

- ①工事実施年度の2月末日までに完了する工事
- ②市内に本店、営業所又は事務所その他これに類する施設を有し、建設業法に掲げる土工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者、又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律により解体工事業の登録を受けた者と契約し、実施する工事

5. 対象とならない工事要件

- ①すでに解体工事に着手している、又は完了している工事
- ②すでに解体工事の契約を結んでいる工事
- ③家屋の一部のみを解体する工事

6. 補助金額

老朽危険家屋等の解体撤去に要する費用(1㎡あたりの上限あり)の1/2以内で上限50万円

7. 補助対象となる経費

- ①家屋の解体撤去、処分費(基礎の解体撤去、処分も含む)
- ②解体撤去に必要な仮設費
- ③解体撤去後の埋め戻し、簡易な整地費(砂利舗装等は除く)

【対象外となるもの】

- ①家屋の附属物の解体撤去、処分費(車庫、物置、塀、門扉、植木、庭石等)
- ②家屋に残っている家具などの撤去、処分費
- ③解体撤去後の敷地整備等(簡易なものは除く)
- ④調査費、委託料、申請費等
- ⑤杭・浄化槽などの地下に埋まっている工作物の撤去、処分費

※上記内容は一例です。詳しくはお問合せください。

8. 事前相談

下記の書類を提出してください。

- ①建物調査事前申込書
- ②付近見取り図・現況写真・平面図 ※お持ちであれば

重要

※補助金を受けようとする場合は、建物調査事前申込書を提出し、補助対象になるかをあらかじめ協議しなければいけません。
※補助対象と認められた場合、**別途申請書の提出**が必要になります。

提出場所：都市計画課窓口(庁舎4階) ※郵送でも提出できます。

受付期間：随時(閉庁日を除く)

9. 補助金交付申請書の提出

下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②家屋の位置図(又は付近見取図)
- ③着工前の現場写真(2方向以上)
- ④登記事項証明書又は固定資産税課税台帳(発行から3ヶ月以内のもの)
- ⑤工事見積書
- ⑥誓約書(参考様式あり)
- ⑦債権者登録依頼書

(通帳の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写しを添付して下さい)

※上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

重
要

※相続人が申請する場合は、建物所有者と申請者の相続関係が確認できる書類(戸籍謄本・相続関係説明図・遺産分割協議書、公正証書遺言等)を提出。
※成年後見人、相続財産管理人、不在者財産管理人などの方が、申請者になろうとする場合は、提出前にご相談ください。

提出場所：都市計画課窓口(庁舎4階) ※郵送でも提出できます。

受付期間：事業実施年度の開始日から同年度の11月末日(閉庁日を除く)

※受付期間内であっても、予算枠に達した場合、本申請の受付を終了します。

重
要

※補助金交付申請の優先順位は、事前相談の受付順となります。受付期間は判定結果の通知(口頭)を受けた日から、1ヶ月以内となります。なお、受付期間を過ぎても提出がなかった場合は、キャンセル扱いとなります。

10. 補助金の交付(不交付)決定

交付申請書を審査し、「補助金交付(不交付)決定通知書」を申請者へ送付します。

重
要

※通知書が届いてから、工事の契約・着工を行ってください。
※通知書が届くまで、補助金交付申請日からおおよそ2週間ほど掛かります。

11.補助金交付申請の内容変更(中止)

やむを得ず変更(中止)する場合は、下記の書類を提出してください。

- ①変更承認申請書(様式第4号)
- ②変更後の見積書の写し及び変更箇所の分かる書類

※上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

重
要

※交付決定を受けている申請の内容から変わる場合、変更申請と承認が必要です。

12.補助金の交付変更承認(不承認)決定

交付変更申請書を審査し、「補助金交付変更決定通知書」を申請者へ送付します。

重
要

※通知書が届いてから、工事の変更契約・再着工を行ってください。

※通知書が届くまで、申請日からおおよそ1週間ほど掛かります。

13.完了報告の提出

工事が完了したら、期限までに下記の書類を提出してください。

- ①完了報告書(様式第6号)
- ②工事請負契約書の写し(記名押印されたもの)
- ③工事前後の現場写真(2方向以上)
- ④工事代金領収書の写し
- ⑤産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

※上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

提出場所：都市計画課窓口(庁舎4階) ※郵送でも提出できます。

期 限：工事完了後から30日以内又は、工事実施年度の2月末日のいずれか早い日

14.補助金額の確定

完了報告書を審査し、「補助金額確定通知書」を申請者へ送付します。通知書が届きましたら、「補助金交付請求書(様式第8号)」を提出してください。

※振込口座は申請者(債権者登録している)ご本人の口座に限ります。

15.補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

下記に該当する場合、取消しや返還を求めることがあります。

- ①偽りや不正な手段を使って、補助金の交付決定を受けたとき
- ②交付の条件を守らなかったとき
- ③市長の許可を得ずに、工事の内容を変更・中止したとき
- ④完了報告書を提出期限までに提出できなかったとき

16.注意事項

- ①提出いただいた書類は、お返ししません。必要な場合は、複写をとってから提出してください
- ②市の職員による建物調査の際は、敷地や家屋内への立入りをします。
- ③工事を行う際は、近隣住民の方の安全を確保するよう努めてください
- ④杭・浄化槽等の地下工作物が不要となり、法の適用を受けることとなった場合は、すみやかに撤去し、適正に処理をしなければなりません。(廃清法)
- ⑤市では、解体にかかわるトラブルについて、一切関与しません
- ⑥市では、市内施工業者の紹介やあっせんはできません
- ⑦補助金の交付決定通知を受けるまで、工事を着工しないでください。決定前に着工した場合、補助金の交付はできません
- ⑧補助金の交付は、年度にかかわらず、同一の敷地につき1回限りです

17.除却後の跡地について

- ①「土砂の流出」、「雑草の繁茂」、「ゴミの不法投棄」などが起こらないよう、跡地の管理をお願いします
- ②各種届出等を忘れずに行いましょう

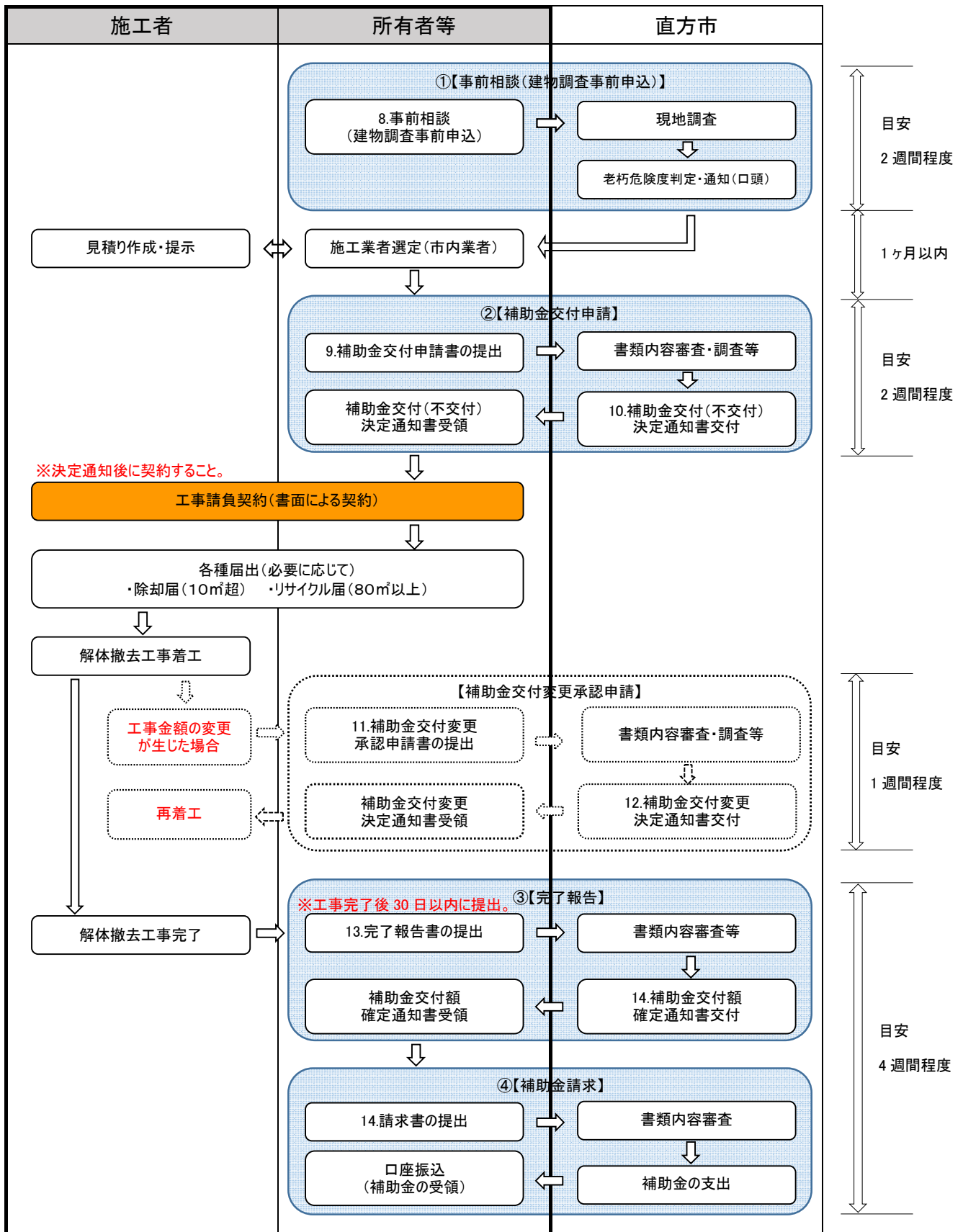
【工事前】

書 類 … 「建築物除却届」、「解体工事の届出」
届出先 … 直方県土整備事務所

【工事後】

書 類 … 「建物滅失登記」
届出先 … 福岡法務局 直方支局

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金手続きの流れ



事務手続き

【よくある質問】

申請者

補助金に関する相談や申請窓口はどこですか？

都市計画課(庁舎4階)です。

各書類はどこで配布していますか？

都市計画課(庁舎4階)で配布しています。
または市のホームページからもダウンロードできます。

記入を間違いました。

間違い箇所には二重線を引き、付近に自署したうえで、記入し直してください。修正テープ等は使用しないでください。

提出は、窓口に直接いかなければなりませんか？

原則、窓口提出ですが、市外の方など、窓口提出が難しい場合は、郵送でも受付いたします。ただし、提出書類の内容について、申請者に確認をさせていただく場合があります。

提出は、申請者本人でなければいけませんか？

代理人でも構いませんが、提出書類の内容について、申請者に確認をさせていただく場合があります。

提出は、FAX やメールでも構いませんか？

提出は、窓口か郵送のみとなります。

対象となる家屋について

【よくある質問】

申請者

老朽危険家屋とは、どのような建物ですか？

主として居住の用に供される建築物で、周辺の住環境等を悪化させている建物をいいます。

建物の構造や用途に制限はありますか？

用途や構造制限は、住宅で木造若しくは軽量鉄骨造の建物としています。

長屋住宅や店舗併用住宅は対象ですか？

対象です。
ただし、条件により対象とならない場合もあります。
※住居部分の面積が延べ面積の2分の1以上なければ対象外です。
※長屋等について、区分所有毎の解体は対象外です。

家屋の築年数に制限はありますか？

昭和 56 年 5 月 31 日以前に竣工された家屋が対象です。

空き家でも対象ですか？

対象です。
ただし、居住の用に供されていた家屋が前提となります。

法人所有の家屋は対象ですか？

住宅であれば対象です。

対象となる家屋について

【よくある質問】

申請者

家屋を共有しています。対象となりますか？

対象となります。
ただし、連名での申請はできませんので、共有者全員の同意を得て、代表者の方が申請を行ってください。

家屋に抵当権設定(根抵当権)の記載があります。
対象となりますか？

対象となりません。
ただし、権利者の同意があれば対象となります。

将来的に解体する予定の建物について、判定だけ受けておくことは可能ですか？

可能です。
ただし、補助の申請は、判定を受けた年度に限り行うことができます。

1筆の土地に戸建て住宅が2件ある場合、そのうち1件のみを解体することは可能ですか？

可能です。
ただし、申請は同一敷地につき1回となります。

家屋(新耐震)以外の納屋(旧耐震)のみ解体したい場合、対象になりますか？

対象となりません。
主たる用途が居住の用に供されている(いた)ことが前提です。

対象工事について

【よくある質問】

申請者

解体中や既に解体が終わっている工事は、対象になりますか？

対象となりません。
工事契約及び着手前までに交付決定を受ける必要があります。

店舗併用住宅のお店部分や戸建て住宅の半分等、一部だけを取り壊す場合、対象になりますか？

対象となりません。

家屋の解体撤去と同時に行う、塀や樹木等の撤去は対象になりますか？

対象となりません。
なお、地下埋設物(杭や浄化槽等)、単独の倉庫や車庫等も対象となりません。

家屋内にある家財の処分は対象になりますか？

対象になりません。

解体後の整地は対象になりますか？

対象になります。
ただし、砂利敷き等は対象になりません。

自己で行う解体は対象になりますか？

対象になりません。

申請について

【よくある質問】

申請者

家屋を2軒所有しています。同時に申請できますか？

申請できます。
ただし、同一敷地につき1回となります。

家屋の相続登記が終わってません。申請できますか？

申請できます。
ただし、他の権利者の同意が必要となる場合や、遺産分割協議書・公正証書遺言等が必要となります。

補助の金額について

【よくある質問】

申請者

補助金の額は？

解体撤去に要する費用(1㎡あたりの上限あり)の1/2以内で補助金限度額50万円です。

補助対象工事費は消費税を含めた金額ですか？

消費税及び地方消費税は含みません。

領収書は振込明細書でもいいですか？

契約業者が発行した領収書の写しを提出してください。
(日付・宛名・金額・ただし書き・収入印紙・発行者住所氏名が記入されたもの)

提出書類について

【よくある質問】

申請者

家屋の所在地は住居表示で記入すれば良いですか？

地番表示で記入してください。

添付写真は全景のみでいいですか？

2方向から撮影して下さい。

見積書の書式は、指定がありますか？

指定はありません。補助対象経費と対象外経費が分かる内訳として下さい。

登記事項証明書(登記簿謄本)とは？

不動産の所在地を管轄する法務局で取得できる土地や建物の情報(登記簿謄本)がデータ化されたものです。

登記事項証明書は、どこでもらえますか？

全国の法務局で発行できます。

福岡法務局:直方支局 直方市 新町 2丁目 1番 24号

登記事項証明書のうち、どの証明書が必要ですか？

建物の「全部事項証明書」が必要です。

提出書類について

【よくある質問】

申請者

建物の全部事項証明書は、写しでも良いですか？

原本で提出してください。(発行から3ヶ月以内のもの)
ご自身で必要な場合は、複写をとってから提出して下さい。

完了報告書に添付する産業廃棄物処理に関する
処分証明書はどうすれば入手できますか？

解体工事完了後、工事をお願いした施工業者さんから産業
廃棄物管理票(マニフェスト)のE票の写しを受け取って下さい。

施工業者について

【よくある質問】

申請者

施工業者の要件はありますか？

市内の解体撤去業者で、建設業法の許可(建築工事業・土木工事業・
解体工事業)、又は解体工事業の登録を受けている者です。

解体工事業の登録とは？

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年
法律第104号)第21条の規定による登録です。

市内の解体撤去業者とは？

直方市内に事業所^{※1}を有する業者をいいます。
※本店(本社)、支店(支社)、営業所(出張所・事務所)等

施工業者について

【よくある質問】

申請者

契約を取り交わした市外業者の下請けとして、市内の解体撤去業者に依頼した場合、対象になりますか？

対象になりません。契約を交わす業者が、市内の解体撤去業者でなければなりません。

施工業者と契約は交わさなくてもいいですか？

簡単な契約書でもよいので、必ず作成してください。

工事請負契約日は何日にすればいいですか？

補助金交付決定日以降としてください。

業者を知りません。市から紹介してもらえますか？

市では特定の業者を紹介することはできません。
直方市 財政課のホームページで、市に登録している業者名簿がご覧になれます。
https://www.city.nogata.fukuoka.jp/sangyo/_1231.html

工事中・完了後について

【よくある質問】

申請者

工事中に変更があった場合は？

まずは、市の担当者へ連絡し、変更の申請をしてください。

工事予定工期を過ぎた場合は？

多少の前後は問題ありませんが、事前に市の担当者へ連絡してください。
※2月末日厳守です。

家屋除却後は土地の税金が変わりますか？

住宅用地特例がなくなるため、翌年度以降の土地の固定資産税が増額になる場合があります。
詳しくは、直方市 税務課 固定資産税係にお問い合わせください。
電話0949-25-2143

家屋を取り壊した後、届出は必要ですか？

必要です。

- ①未登記家屋を取り壊された場合は、直方市 税務課 固定資産税係へ減失の届出をお願いします。
- ②登記されてある家屋を取り壊された場合は、1ヶ月以内に法務局へ減失登記をしてください。手続きについては、福岡法務局 直方支局にお問い合わせください。 電話:0949-22-1144(代表)

届出等について

【よくある質問】

申請者

家屋を取り壊す場合、どのような届出が必要ですか？

以下に該当する工事の場合は、届出が必要です。

- ①除却部分の床面積が10㎡以上の工事
→ 建築物除却届(建築基準法第15条第1項)
- ②床面積の合計(複数の場合は、全ての合計)が80㎡以上の工事
→ 解体工事の届出(建築リサイクル法第10条第1項)

届出先や届出の時期は？

工事着手の7日前迄に、届出が必要です。

- ①建築物除却届 … 工事を施工する業者が届出
- ②解体工事の届出 … 発注者(申請者)が届出

届出先:直方県土整備事務所 建築指導課

所在地:直方市 日吉町 9番 10号

記入例

様式第1号（第9条関係）

提出日を記入

R〇 年 〇月 〇日

直方市長 様

住所 直方市 殿町 〇番 〇号

申請者 氏名 直方 太郎

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付申請書

地番表示で記入
複数ある場合は「他〇筆」と
記入

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、補助金交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 建築物所在地	直方市 大字 植木 〇〇〇-〇番地
2 建築物所有者	直方 太郎
3 所有者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 補助対象経費（事業費） <small>（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</small>	1, 200, 000円（1, 500, 000円）
5 補助金交付申請額	500, 000円
6 解体撤去業者	所在地又は住所 商号又は名称 電話番号 解体撤去業者に聞き取り 記入して下さい。
7 許可または登録の種類	■建設業許可（建・土・解）（〇-1）第〇〇〇〇〇〇〇〇号 上記に関する直方市業者登録の有無 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 解体工事業者登録 福岡県知事 第 号
8 工事予定期間	令和〇年 6月 1日 ~ 令和〇年 7月 1日

見積金額を記入

上限50万

補助対象とならない費用は、見
積り金額から除いて下さい

※ 該当するものにレ点を記入してください。

添付書類

- ①位置図
- ②全景写真（日付あり）
- ③登記事項証明書又は固定資産税課税台帳登録事項証明書
- ④解体撤去経費の見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む）
- ⑤誓約書
- ⑥その他市長が必要と認めるもの

申請日の1ヶ月後からを目安に記入

交付決定を受けている申請の内容から変わる場合は、この書類が必要です。

記入例

様式第4号（第11条関係）

提出日を記入

RO 年 ○月 ○日

直方市長 様

住所 直方市 殿町 ○番 ○号

申請者 氏名 直方 太郎

電話 ○○○○-○○-○○○○

未記入でも構いません

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付変更承認申請書

令和○年 ○月 ○日付け直都○-○○号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を以下の理由により変更したいので、直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更後の補助対象経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	900,000円
2 変更交付申請額	450,000円
3 変更前の交付決定金額	500,000円
4 増減額	△50,000円
5 変更箇所	当初、布基礎で見積をしていたが、施工時において、べた基礎と判明したため変更。

変更内容を具体的に記入

添付書類

- ①変更後の見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む）
- ②変更箇所の分かる書類
- ③その他市長が必要と認めるもの

様式第6号(第14条関係)

提出日を記入

〇〇年 〇月 〇日

直方市長 様

住所 直方市 殿町 〇番 〇号

申請者 氏名 直方 太郎

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金完了報告書

未記入でも構いません

令和〇年 〇月 〇日付け直都〇-〇〇号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 建築物所在地	直方市 大字 植木 〇〇〇-〇番地
2 補助金交付決定額	450,000円
3 補助対象経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く)	900,000円
4 事業完了年月日	令和〇年 〇月 〇日

最終の交付決定通知での金額を記入

実際の工事期間

添付書類

- ①工事請負契約書の写し(記名押印されたもの)
- ②工事前後の写真(日付あり)
- ③工事代金領収書の写し
- ④解体撤去に伴う産業廃棄物処理に関する処分証明書類(マニフェストE票)の写し
- ⑤その他市長が必要と認めるもの

様式第 8 号 (第 16 条関係)

未記入

~~年 月 日~~

直方市長 様

住所 直方市 殿町 ○番 ○号

申請者 氏名 直方 太郎

電話 ○○○○-○○-○○○○

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付請求書

直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額

	十万	万	千	百	十	円
補助金請求額 (訂正できません。)	4	5	0	0	0	0

2 補助金振込先金融機関

金融機関名	○○	銀行・金庫 農協・漁協
店名	○○	本店・支所 支店・出張所
口座の種別	普通・当座	(該当を○で囲む)
口座番号	○○○○○○○○	
フリガナ	カブシカイシャ トマチケンセツ	
口座名義人	株式会社 殿町建設	

参考例につき、適宜変更をしてご使用下さい。

参考様式（第9条関係）

提出日を記入

RO 年 ○月 ○日

直方市長 様

誓約書

私は、直方市老朽危険家屋等解体撤去費補助金の交付を申請するに当たり、下記のことについて誓約します。

記

- ・直方市暴力団等推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号の暴力団若しくは同条第3号の暴力団員、又はこれらと密接な関係を有してません。また、関係する官公庁へ照会を行うことに同意します
- ・市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）の納付状況について、直方市が調査することに同意します
- ・解体する家屋は、所有権以外の権利は設定されていない、又は権利を有する者からの同意を得ています
- ・公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていません
- ・工事完了の日から起算して30日以内、又は工事实施年度の2月末日のいずれか早い日までに完了報告書を提出します
- ・本事業要綱の規定に違反した場合や虚偽の申請を行なった場合は、交付決定の取消により、市長の求めに応じ、交付した補助金を返還することに同意します
- ・当該補助金を使って解体したあとの敷地について、周辺からの苦情がないよう適正に管理します
- ・家屋解体に係る苦情、又は紛争があった場合は、当事者間によって責任をもって解決し、市にはその責任を求めません

住 所 直方市 殿町 ○番 ○号

自 署 直方 太郎

写真のとじ方

<p>着工前①</p>	<p>日付</p>	<p>完了①</p>	<p>日付</p>
<p>着工前②</p>		<p>完了②</p>	
NO1			NO2

工事の前・後が確認出来るように同じ方向から撮影して提出をしてください

